

中国によるレアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法（暫定）の制定

ーレアアース管理条例の下位規則

ー国家所有のレアアースの管理の更なる厳格化

（生産指標の策定、指標達成状況の報告義務、トレーサビリティ、生産データセキュリティの強化等）

ー輸入品のレアアース原料による製錬分離の生産も総量管理規制の対象に

2025.8.28

CISTEC 事務局

中国の工業情報化部、国家発展改革委員会及び自然資源部は 8 月 22 日、レアアースの採掘及びレアアースの製錬分離の総量規制管理弁法（暫定）を公表¹した（7 月 28 日公布、施行）。昨年 10 月に公布・施行されたレアアース管理条例²の下位規則となる。

本措置は、本年 2 月に、レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法（暫定）及びレアアース製品情報トレーサビリティ管理弁法（暫定）の意見公募³が行われていたが、そのうち前者について公布・施行されたものである（後者は公布されていない。）。

中国では、近年、（レアアース管理条例を含め）様々な措置⁴においてレアアースの管理を強化している。本年 4 月には、中・重レアアースの輸出規制を導入⁵し、米中関税協議においてもレアアースを最大の交渉材料としている。本年 5 月には、レアアース等の戦略鉱物資源

¹ 「稀土开采和稀土冶炼分离总量调控管理暂行办法」（中華人民共和国工業情報化部サイト 2025.8.22）
https://www.miit.gov.cn/gyhxxhb/jgsj/cyzcyfgs/bmgz/ctl/art/2025/art_65cd2bd5d170440da54ffc631839a724.html （別紙 1：CISTEC 仮訳）

² 「稀土管理条例」（中華人民共和国國務院サイト 2024.6.29）
https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm

³ 「公开征求《稀土开采和稀土冶炼分离总量调控管理办法（暂行）（公开征求意见稿）》《稀土产品信息追溯管理办法（暂行）（公开征求意见稿）》的意见」（中華人民共和国工業情報化部サイト原材料工業司文書発布 2025.2.19）

https://www.miit.gov.cn/jgsj/ycls/wjfb/art/2025/art_ca4effa46c19496eacd0cd2085a9580f.html

⁴ 中国の両用品目輸出管理における最近の動向（CISTEC 解説 2025.7.2）
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250702.pdf

中国国家安全省、外国情報機関によるレアアース密輸を阻止ー対策継続（ブルームバーグ 2025.7.18）
<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-07-18/SZKW4CGQ1YSA00>

⁵ サマリウム、ガドリニウム等の 7 種のレアアース関連製品の輸出規制を発動
（CISTEC 解説 2025.4.7/改訂版同 4.24）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250407.pdf#page=6

の密輸取り締まりの特別行動も展開している。

今回公表された措置は、レアアース管理条例の下位規則として、同条例第 10 条に基づく、採掘、製錬及び分離に対する総量管理規制の具体的な内容を定めたものである。同条例及びレアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法（暫定）の関連性などについて、以下、概要を解説する。

1. レアアース管理条例

レアアース管理条例の概要は、CISTEC 解説⁶を参照されたい。

2. レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法（暫定）

今般、公表された同法は、レアアースの総量規制管理を強化するため（第 1 条）、レアアースの採掘及び製錬分離の管理対象（第 2、3 条）を定め、工業情報化部等の職責（第 3 条）、同部等が総量制御指標を策定等（第 5 条等）、レアアース採掘等企業における採掘等の制限等（第 7 条）、企業に対する月次及び年次報告義務やトレーサビリティ（第 9 条等）、データセキュリティ保護の強化（第 10 条）など、全 17 条で構成されている。

主な規定の概要は以下のとおり。

■目的（第 1 条）

・「レアアース⁷の採掘及び製錬分離の総量調整管理を強化するため」本規則を制定するとしている。レアアース管理条例第 10 条を根拠とする規定である。

第一条 レアアースの採掘およびレアアースの製錬・分離の総量規制・管理を強化するため、《中華人民共和国鉱産資源法》《レアアース管理条例》等の法律、行政法規および国の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

・同条例第 10 条では、国家は埋蔵量や産業発展、市場の需要等の要素に基づき、レアアースの採掘、製錬・分離に関し総量規制を実施し（同条前段）、レアアースの採掘、製錬・分離の選定企業はこれを厳格に遵守しなければならない（同条後段）。

第十条 国はレアアース（希土類）資源の埋蔵量と種類の相違、産業発展、生態保護、市場

⁶ 中国国務院によるレアアース管理条例の制定について（CISTEC 解説 2024.7.4）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240704.pdf>

⁷ レアアース（希土類）とは、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、プロメチウム、サマリウム、ユウロビウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イットリウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウム等の元素の総称を指す。（レアアース管理条例第 30 条）

の需要等の要素に基づいて、レアアース（希土類）採掘とレアアース（希土類）製錬・分離に対して総量規制を実行し、かつ動的管理を最適化する。

レアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業は国の関連総量規制の管理規定を厳格に守らなければならない。

■適用範囲（第2条、3条）

- ・同法における、管理対象となる「採掘」及び「製錬分離」の定義（第2条）を規定している（「製錬分離」に関し、レアアース管理条例第30条に同趣旨の規定あり。「採掘」の定義は同法において初めて規定された。）。
- ・「製錬分離」の総量規制管理の対象となるレアアースの起源について、国内で採掘されたもののみならず、国外から輸入されたレアアース鉱製品や、他の鉱物の加工により得られる各種レアアース鉱製品も対象となる。

第二条 本弁法にいうレアアースの採掘とは、バストネサイト、イオン吸着型レアアース、混合レアアース等の各種レアアース原鉱の採掘・選鉱を行い、レアアース鉱製品を作製する生産プロセスを指す。

本弁法にいうレアアースの製錬・分離とは、レアアース鉱製品を加工して各種単一、または混合レアアース酸化物、塩類およびその他の化合物を作製するプロセスを指す。

第三条 国はレアアースの採掘（レアアース鉱製品等を含む）とその他の鉱物の採掘、輸入および加工を通じて得られる各種レアアース鉱製品（モナザイト精鉱を含む）の製錬・分離に対して総量規制管理を実行する。

■レアアース採掘及びレアアース製錬分離の総量制御指標（第5条）

- ・工業情報化部等は、埋蔵量や市場動向等を勘案の上、総量制御指標を策定する旨を規定。

第五条 工業情報化部は自然資源部、国家発展改革委員会と共同で国民経済発展目標、国のレアアース資源の貯蔵量および種類の相違、レアアース産業の発展、生態保護、市場需要等の要素に基づいて、年度のレアアース採掘およびレアアース製錬・分離総量規制指標（以下、総量規制指標と略）を検討・制定し、国務院に報告し承認を求める。

- ・レアアース管理条例第5条及び第7条では、国家はレアアース産業の発展に関し統一的に計画するとされ、レアアース産業の発展計画を策定、実施し（第5条）、工業情報化部はレアアース産業の管理政策措置を研究等し、実施する（第7条）としている。

第五条 国はレアアース（希土類）産業の発展について統一的に計画する。国務院の工業情報化主管部門は国務院の関連部門と共同で法に基づいてレアアース（希土類）産業発展計画を策定し計画・実施する。

第七条 国務院の工業情報化主管部門は全国のレアアース（希土類）産業の管理業務の責任を負い、レアアース（希土類）産業の管理政策措置を研究・策定しかつ計画・実施する。
～（略）～。

■採掘企業及び製錬・分離企業の選定等（第7条等）

- ・レアアース生産企業（レアアース採掘企業及びレアアース製錬分離企業をいう（第6条））は工業情報化部等が定め、それ以外の組織及び個人はレアアース採掘及びレアアース製錬分離を行うことが禁止されている（レアアース管理条例第8条に同趣旨の規定、同条例第20条に罰則規定あり。）。
- ・レアアース生産企業は、総量制御指標の範囲内で採掘、製錬分離を行うことが求められている。

第七条 レアアース生産企業は法律、行政法規および国の関連規定を厳格に守り、総量規制指標の範囲内でレアアース採掘およびレアアース製錬、分離に従事しなければならない。

レアアース生産企業は工業情報化部が自然資源部と共同で確定する。

前項で確定した企業を除き、その他の組織、個人はレアアース採掘およびレアアース製錬・分離に従事してはならない。

第八条 レアアース生産企業は当該企業に対する総量規制指標の実施状況に対して責任を負う。

- ・レアアース管理条例第9条では、レアアース採掘に関し、鉱物資源管理の法律等に基づき、採鉱権、採鉱許可証の取得義務が課されている（同条例第20条に罰則規定あり。）。

第九条 レアアース（希土類）採掘企業は鉱物資源管理の法律・行政法規と国の関連規定に基づいて採鉱権、採鉱許可証を取得しなければならない。

レアアース（希土類）採掘、製錬・分離等のプロジェクトへの投資は、投資プロジェクト管理の法律・行政法規と国の関連規定を遵守しなければならない。

■月次及び年次の総量制御指標の履行状況報告（第9条）

- ・レアアース生産企業は、工業情報化部等に対し、月次及び年次の総量制御指標の履行状況報告が求められる。

第九条 レアアース生産企業は適時に所在地の県級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門に月次、年次総量規制指標実施状況の報告を送らなければならない。

県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は当該行政区域内のレアアース生産企業の月次、年次総量規制指標実施状況を取りまとめ、適時に一級上の人民政府工業情報化、自然資源主管部門に報告を送らなければならない。

■レアアース製品フロー記録制度の確立・工業情報化部等のトレーサビリティシステムへの入力（第 10 条）

- ・レアアース生産企業は、企業内にレアアース製品の流通に関する記録制度を確立し、毎月 10 日までに前月の流通情報を工業情報化部等が構築したトレーサビリティシステムに入力することが求められる（レアアース管理条例第 14 条に同趣旨の規定あり）。

第十条 レアアース生産企業はレアアース製品フロー記録制度を構築し、レアアース製品フロー情報をありのままに記録し、毎月 10 日までに先月度のレアアース製品フロー情報を工業情報化部が関係部門と共同で構築したレアアース製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。

- ・レアアース管理条例第 14 条では、工業情報化部は関連部門と共同でレアアース製品トレーサビリティ情報システムを構築し、レアアース製品の全てのプロセスのトレーサビリティを強化するとされている。

第十四条 国務院の工業情報化主管部門は国務院の自然資源、商務、海関、税務等の部門と共同でレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムを構築し、レアアース（希土類）製品の全プロセスのトレーサビリティ管理を強化し、関連部門でのデータ共有を推進する。

レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属の製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業はレアアース（希土類）製品フロー記録制度を構築し、レアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録し、かつレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。

■レアアース生産企業のネットワーク及びデータセキュリティの保証（第 11 条）

- ・レアアース生産企業は、レアアース生産データの安全を保障するため、ネットワーク及びデータの安全保護義務の履行や安全管理制度を整備することが求められる。

第十一条 レアアース生産企業はネットワークおよびデータセキュリティの保護義務を履行し、企業内部にネットワークおよびデータセキュリティ管理制度を構築整備し、企業のネットワークおよびデータセキュリティの保護レベルを向上させ、企業のネットワークおよびデータセキュリティを保証しなければならない。

- ・ネットワーク及びデータの安全に関し、サイバーセキュリティ法やデータ安全法における遵守義務等がある。データ安全法では、データ安全保護義務（同法第四章）において、データ処理活動の実施は、全プロセスデータ安全管理制度を構築、整備し、安全教育・研修を実施し、技術的措置を講じるなどとして、データの安全を保障する義務が課されている。
- ・また、2024 年 9 月、サイバーセキュリティ法、データ安全法、個人情報保護法等に基づき、

ネットワークデータ安全管理条例が公布⁸されている（本年1月1日施行）。

■罰則等（第13条～第16条）

- ・レアアース生産企業の規則違反や、当局による職責不履行や不正行為等に関し、罰則を定めている。レアアース生産企業に関しては、行政処分を受けた場合、次年度の総量制御指標が削減されるとされている。
- ・違反内容が治安管理条例違反行為を構成する場合には、治安管理条例⁹が科すとされている。

第十三条 レアアース生産企業が本弁法の規定に違反した、または監督検査部門が法に従って監督検査の職責を履行するのを拒絶、妨害した場合、県級以上の人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は職責分担に従って是正するよう命じ、《中華人民共和国鉱産資源法》《レアアース管理条例》等の法律・行政法規の規定に基づいて処罰する。

第十四条 レアアース生産企業が本弁法の規定に違反し、行政処罰を受けた場合、翌年度の総量規制指標を審査の上削減する。

第十五条 工業情報化、自然資源、発展改革主管部門の職員がレアアース採掘およびレアアース製錬・分離総量規制管理業務において職権を乱用する、職務をおろそかにする、私欲のために不正を働いた場合、法に従って処分を与える。

第十六条 本弁法の規定に違反し、治安管理条例違反行為を構成した場合、法に従って治安管理条例処罰を与える。

- ・レアアース管理条例では、上記の違反に関し、具体的な罰則内容が規定されている。

第二十条 本条例の規定に違反し、以下の行為のいずれかがあった場合、自然資源主管部門は法に基づいて処罰する：

- （一）レアアース（希土類）採掘企業が採鉱権、採鉱許可証を取得せずにレアアース（希土類）を採掘する、または採鉱権で登記した採掘区を超えてレアアース（希土類）を採掘する；
- （二）レアアース（希土類）採掘企業以外の組織や個人がレアアース（希土類）の採掘に従事する。

第二十一条 レアアース（希土類）採掘企業とレアアース（希土類）製錬・分離企業が総量規制管理の規定に違反してレアアース（希土類）の採掘、製錬・分離を行った場合、自然

⁸ ネットワークデータ安全管理条例（中華人民共和国国務院サイト 2024.9.30）

https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6977766.htm

⁹ 改正治安管理条例が可決（全国人民代表大会サイト 2025.6.27）

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202506/t20250627_446254.html

資源・工業情報化主管部門は職責・分業に基づいて是正するよう命じ、違法に生産したレアアース（希土類）製品と違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が 50 万人民元に満たない場合、100 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、生産停止・操業停止するよう命じ、主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を法に基づいて処分する。

第二十二條 本条例の規定に違反し、以下の行為のいずれかがあった場合、工業情報化主管部門は違法行為を止めるよう命じ、違法に生産したレアアース（希土類）製品と違法所得および違法活動に直接使用した工具・設備を没収し、違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が 50 万人民元に満たない場合、200 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる：

- （一）レアアース（希土類）製錬・分離企業以外の組織や個人が製錬・分離に従事する；
- （二）レアアース（希土類）総合利用企業がレアアース（希土類）鉱物を原料として生産活動に従事する。

第二十三條 本条例の規定に反して、不法に採掘または不法に製錬・分離したレアアース（希土類）製品を購入、加工、販売した場合、工業情報化主管部門が関係部門と共同で違法行為を止めるよう命じ、違法に買収、加工、販売したレアアース（希土類）製品と違法所得および違法活動に直接使用した工具・設備を没収し、違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が 50 万人民元に満たない場合、50 万人民元以上 200 万人民元以下の罰金を併科する；状況が深刻である場合、市場監督管理部門がその営業許可証を取り上げる。

第二十五條 レアアース（希土類）の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用とレアアース（希土類）製品の輸出に従事する企業がレアアース（希土類）製品のフロー情報をありのままに記録せず、またレアアース（希土類）製品トレーサビリティ情報システムに入力しなかった場合、工業情報化主管部門とその他の関連部門は職責・分業に基づいて是正するよう命じ、企業を 5 万人民元以上 20 万人民元以下の罰金に処す；拒否して是正しなかった場合、生産停止・操業停止するよう命じ、かつ主要な責任者、直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を 2 万人民元以上 5 万人民元以下の罰金に処し、企業を 20 万人民元以上 100 万人民元以下の罰金に処す。

3. 工業情報化部産業政策・法規司の責任者の解説¹⁰

今般、レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法を制定する背景に関し、レ

¹⁰ 「レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法（暫定）」の解説

（中華人民共和国工業情報化部サイト 2025.8.22）（別紙 2：CISTEC 仮訳）

https://www.miit.gov.cn/jgsj/zfs/gzdt/art/2025/art_9a17cbe3a35441caa447617cf8243cd2.html

アースは「重要な戦略鉱物資源」として、レアアース産業の発展状況の変化に伴い、関連する管理制度は現状のニーズに適合しなくなってきたと説明している。

4. 中国によるレアアース生産の総量規制と各国のレアアースの政策動向

今般、レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理弁法において、総量規制管理の対象となるレアアースの起源は国外から輸入されたレアアース鉱も対象としており、各国が中国で製錬等を行う為に輸出するレアアース原料について、総量規制管理により、当該原料に基づく生産が制限されるなどの影響が生じ得る可能性がある。

米国では自国で採掘されたレアアースの大半を中国に輸出しており、中国はレアアースの製錬の多くを担っている状況¹¹である。中国では諸外国と比較して想定程度コストを低く生産できるとして、欧州に比べて 60-70%コストが低いこともあるとされている¹²。

これに対し、諸外国では、国内でのレアアース生産を強化し、中国への依存を減らそうとする動きも出ている。米国では、本年7月、自国におけるレアアース磁石の供給強化のため、国防総省と MP マテリアルズにおいて革新的な官民パートナーシップを発表¹³している。国防総省との契約により、同社の2つ目の国内における磁石製造工場を建設するとして、2028年に試運転を開始する予定で、総生産能力は推定1万トンに達するとしている。さらに、カリフォルニア州マウンテンパスの施設に重レアアースの分離能力を追加し、高純度のレアアース材料の抽出、分離、精製の全てを1つの拠点で行う「国家戦略資産」としての地位を確立としている。米中間では、相互関税に端を発した関税戦争の影響で、米国から中国へのレアアース原料の輸出が減少していたが、7月に中国の米国からのレアアース鉱石の輸入が急増した点に関し、MP マテリアルズから中国への最終的な輸出であったのではないかとされている¹⁴。ま

¹¹ 中国が米国を追い抜きレアアース精製でトップになった理由 (WSJ2025.3.31)

<https://jp.wsj.com/articles/how-china-beat-out-the-u-s-to-become-the-top-player-in-rare-earths-refining-4ead0c82>

¹² 欧州のレアアース生産、2030年でも必要量のごく一部＝専門家 (ロイター2025.4.9)

<https://jp.reuters.com/markets/commodities/X53SA2F23JOMXLCRQZXIPAU BX4-2025-04-09/>

¹³ Office of Strategic Capital Announces First Loan Through DoD Agreement With MP Materials to Secure Critical Materials Supply Chain (U.S. Department of Defense サイト 2025.8.10)

<https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/4270722/office-of-strategic-capital-announces-first-loan-through-dod-agreement-with-mp/>

MP Materials Announces Transformational Public-Private Partnership with the Department of Defense to Accelerate U.S. Rare Earth Magnet Independence (MP Materials サイト 2025.7.10)

<https://mpmaterials.com/news/mp-materials-announces-transformational-public-private-partnership-with-the-department-of-defense-to-accelerate-u-s-rare-earth-magnet-independence>

¹⁴ ネオジム磁石のレアアース材料が2年超ぶり高値、米 MP マテリアルズが対中輸出停止 (ロイター2025.8.27)

<https://jp.reuters.com/markets/commodities/IMUMYE QY2RJ KLDNLROO3EZP4VM-2025-08-27/>

た、同社からアップルはレアアースを調達するとともに、マウンテンパスの施設に最先端のレアアースリサイクルラインを構築し、磁石の性能を向上させるための新しい磁石材料と革新的な加工技術を開発するために協力すると発表¹⁵した。

米国エネルギー省では、レアアース磁石を含む重要鉱物及び原料のサプライチェーンの主要段階にわたって採掘、加工、製造技術を強化するための措置を発表¹⁶している。

ドイツでは、ドイツ連邦経済エネルギー省（BMWE）は欧州の風力産業と共同で、将来的に風力タービンにおける中国製の永久磁石の使用比率の削減に向けた、永久磁石の安定供給ロードマップを発表¹⁷している。

マレーシアでは、国内での下流投資・加工の呼び込みを目的に未加工レアアースの輸出を禁止するという方針が投資貿易産業大臣のインタビューで表明されている¹⁸。世界最大の供給国である中国との貿易関係が緊張する中、レアアースを必要とする米国に対して現実的な選択肢を提供しうる存在になり得ることを示しているとして、この決定はマレーシアがレアアース供給網において独自の道を切り開こうとしていることを示している。

豪州では、豪企業のライナス・レアアースは、これまで中国での生産に限られていた、重レアアースのジスプロシウムとテルビウムの分離・精製の工程に着手した¹⁹とされている。

中国におけるレアアースの輸出規制や様々な措置により、レアアースの管理が厳格化され、国際的なサプライチェーンに大きな影響を与え、その是正は世界的に緊密な課題である。米中の関税戦争の対立の動向含め、今後の動向に注視していく必要がある。

以上

¹⁵ Apple expands U.S. supply chain with \$500 million commitment to American rare earth magnets
(アップルサイト 2025.7.15)

<https://www.apple.com/newsroom/2025/07/apple-expands-us-supply-chain-with-500-million-usd-commitment/>

¹⁶ Energy Department Announces Actions to Secure American Critical Minerals and Materials Supply Chain
(U.S. Department of Energy サイト 2025.8.13)

<https://www.energy.gov/articles/energy-department-announces-actions-secure-american-critical-minerals-and-materials-supply>

¹⁷ For more security of supply for permanent magnets – BMW and European wind industry present resilience roadmap (German Federal Ministry for Economic Affairs and Energy サイト 2025.8.5)

<https://www.bundeswirtschaftsministerium.de/Redaktion/DE/Pressemitteilungen/2025/08/20250805-bmw-und-europaeische-windindustrie-legen-resilienz-roadmap-vor.html>

¹⁸ Malaysia flexes rare earth muscle as mineral-hungry US seeks non-Chinese sources (South China Morning Post 2025.8.23)

<https://www.scmp.com/economy/global-economy/article/3322810/malaysia-flexes-rare-earth-muscle-mineral-hungry-us-seeks-non-chinese-sources>

¹⁹ 豪ライナス、マレーシアで2種の重希土類生産 (NNA 2025.7.23)
<https://www.nna.jp/news/2818907>

レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理暫定弁法²⁰

(2025 年 7 月 28 日工業情報化部、国家発展改革委員会、自然資源部令第 71 号公布、公布の日より施行。)

第一条 レアアースの採掘およびレアアースの製錬・分離の総量規制・管理を強化するため、《中華人民共和国鉱産資源法》《レアアース管理条例》等の法律、行政法規および国の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいうレアアースの採掘とは、バストネサイト、イオン吸着型レアアース、混合レアアース等の各種レアアース原鉱の採掘・選鉱を行い、レアアース鉱製品を作製する生産プロセスを指す。

本弁法にいうレアアースの製錬・分離とは、レアアース鉱製品を加工して各種単一、または混合レアアース酸化物、塩類およびその他の化合物を作製するプロセスを指す。

第三条 国はレアアースの採掘（レアアース鉱製品等を含む）とその他の鉱物の採掘、輸入および加工を通じて得られる各種レアアース鉱製品（モナザイト精鉱を含む）の製錬・分離に対して総量規制管理を実行する。

第四条 工業情報化部は自然資源部、国家発展改革委員会と共同で全国のレアアース採掘およびレアアース製錬・分離の総量規制管理の責任を負う。

県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は職責分担に従って当該行政区域内のレアアース採掘およびレアアース製錬・分離の総量規制管理の責任を負う。

第五条 工業情報化部は自然資源部、国家発展改革委員会と共同で国民経済発展目標、国のレアアース資源の貯蔵量および種類の相違、レアアース産業の発展、生態保護、市場需要等の要素に基づいて、年度のレアアース採掘およびレアアース製錬・分離総量規制指標（以下、総量規制指標と略）を検討・制定し、国務院に報告し承認を求める。

第六条 工業情報化部は自然資源部と共同で国務院が承認した総量規制指標に基づいて、レア

²⁰ （訳者注）「稀土开采和稀土冶炼分离总量调控管理暂行办法」（中華人民共和国工業和信息化部サイト機関司局・産業政策与法規司・部門規章・其他類 2025 年 8 月 22 日）

https://www.miit.gov.cn/gyhxxhb/jgsj/cyzcyfgs/bmgz/ctl/art/2025/art_65cd2bd5d170440da54ffc631839a724.html

アース生産企業の生産能力、技術水準、環境保護安全水準等の要素を総合的に考慮し、総量規制指標を細分化し、レアアース採掘企業およびレアアース製錬・分離企業（以下、レアアース生産企業と総称）に下達し、関係する省級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門に通達する。

省級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は総量規制指標の下達状況をレアアース生産企業所在地の県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門に通達しなければならない。

第七条 レアアース生産企業は法律、行政法規および国の関連規定を厳格に守り、総量規制指標の範囲内でレアアース採掘およびレアアース製錬・分離に従事しなければならない。

レアアース生産企業は工業情報化部が自然資源部と共同で確定する。

前項で確定した企業を除き、その他の組織、個人はレアアース採掘およびレアアース製錬・分離に従事してはならない。

第八条 レアアース生産企業は当該企業に対する総量規制指標の実施状況に対して責任を負う。

第九条 レアアース生産企業は適時に所在地の県級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門に月次、年次総量規制指標実施状況の報告を送らなければならない。

県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は当該行政区域内のレアアース生産企業の月次、年次総量規制指標実施状況を取りまとめ、適時に一級上の人民政府工業情報化、自然資源主管部門に報告を送らなければならない。

第十条 レアアース生産企業はレアアース製品フロー記録制度を構築し、レアアース製品フロー情報をありのままに記録し、毎月 10 日までに先月度のレアアース製品フロー情報を工業情報化部が関係部門と共同で構築したレアアース製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。

第十一条 レアアース生産企業はネットワークおよびデータセキュリティの保護義務を履行し、企業内部にネットワークおよびデータセキュリティ管理制度を構築整備し、企業のネットワークおよびデータセキュリティの保護レベルを向上させ、企業のネットワークおよびデータセキュリティを保証しなければならない。

第十二条 県級以上の人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は総量規制指標の実施状況に対する監督検査を強化し、法に従って違法行為を調査・処分し、法律、行政法規および国务院の企業に関わる行政検査に関する規定の要求を厳格に執行し、監督検査が法的根拠があり、厳格に規範化され、公正かつ文明的、正確で高効率であることを確保しなければならない。

県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は違法行為の調査・処分状況を一級上の人民政府工業情報化、自然資源主管部門に適時に報告しなければならない。

省級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は毎年 12 月末までに当該行政区域内の総量規制指標監督検査の全体状況を工業情報化部、自然資源部に報告しなければならない。

第十三条 レアアース生産企業が本弁法の規定に違反した、または監督検査部門が法に従って監督検査の職責を履行するのを拒絶、妨害した場合、県級以上の人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は職責分担に従って是正するよう命じ、《中華人民共和国鉱産資源法》《レアアース管理条例》等の法律・行政法規の規定に基づいて処罰する。

第十四条 レアアース生産企業が本弁法の規定に違反し、行政処罰を受けた場合、翌年度の総量規制指標を審査の上削減する。

第十五条 工業情報化、自然資源、発展改革主管部門の職員がレアアース採掘およびレアアース製錬・分離総量規制管理業務において職権を乱用する、職務をおろそかにする、私欲のために不正を働いた場合、法に従って処分を与える。

第十六条 本弁法の規定に違反し、治安管理条例違反行為²¹を構成した場合、法に従って治安管理条例処罰²²を与える。

第十七条 本弁法は公布の日より施行する。工業情報化部が 2012 年 6 月 13 日に公布した《レアアース指令性生産計画管理暫定弁法発布に関する通知》（工信部原〔2012〕285 号）は同時に廃止する。

²¹ （訳者注）《中華人民共和国治安管理条例》（2025 年 6 月 27 日第 16 次修訂）によれば、治安管理条例に違反する行為として、公共の秩序を乱す行為（第 16 条～第 35 条）、公共の安全を妨害する行為（第 36 条～第 46 条）、人身にかんする権利、財産に関する権利を侵害する行為（第 47 条～第 60 条）、社会管理を妨害する行為（第 61 条～第 89 条）を挙げている（各行為の詳細は原文を参照されたい）。参考「授权发布 | 中华人民共和国治安管理条例」（新華網 2025 年 6 月 27 日）

<http://www.news.cn/20250627/4b4079ef192f449baf5c369b79f2448e/c.html>

²² （訳者注）前掲《中華人民共和国治安管理条例》（2025 年 6 月 27 日第 16 次修訂）第 10 条によれば、治安管理条例処罰の種類には、（一）警告；（二）罰金；（三）行政拘留；（四）公安機関の発行した許可証の取り消しがあり、さらに外国人の場合、期限付きで出国させるまたは国外退去を併科することができる。

《レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理暫定弁法》解説²³

2025 年 7 月 28 日、工業情報化部と国家発展改革委員会、自然資源部は《レアアース採掘・レアアース製錬分離総量規制管理暫定弁法》（工業情報化部令第 71 号、以下《弁法》と略）を共同公布した。《弁法》をよりしっかりと理解し、実施するため、工業情報化部産業政策法規司の責任者が《弁法》に対して解説を行った。

質問：《弁法》制定の背景は何ですか？

回答：レアアースは重要な戦略的鉱産物資源です。2021 年、工業情報化部は《レアアース指令性生産計画管理暫定弁法発布に関する通知》を公布し、レアアースの採掘およびレアアースの製錬・分離に指令的計画管理制度を規定しました。レアアース産業発展の状況の変化に従って、関連管理制度は現実の需要に合わなくなりました。レアアースを効果的に保護し合理的に開発利用するため、2024 年 6 月 22 日に国務院は《レアアース管理条例》を公布し、2024 年 10 月 1 日より施行しました。《レアアース管理条例》では邦がレアアースの採掘およびレアアースの製錬・分離に総量規制を実行し、具体的な方法は工業情報化部が自然資源部、国家発展改革委員会等の部門と制定すると規定しました。

質問：《弁法》策定のプロセスにおいて、主にどのような業務を行いましたか？

回答：策定のプロセスにおいて、主に以下の業務を行いました：第一に、広く調査研究および懇談を行い、重点問題に対して掘り下げて検討を行い、《弁法（意見募集稿）》を作成しました。第二に、書面で国務院の関係部門および関係企業の意見を募り、社会に意見を公開募集しました。各方面のフィードバック意見を結び付け、座談会を開催し、再び関係方面の意見をヒアリングしました。第三に各方面の意見を真摯に検討し、関連制度を整備し、《弁法（草案）》を作成しました。2025 年 4 月 14 日、工業情報化部部会で《弁法（草案）》を審議・可決しました。

質問：《弁法》の主な内容はどういったものですか？

回答：《弁法》では主に以下の制度を規定しました：

（一）適用範囲と管理体制。第一に、国がレアアースの採掘およびレアアース鉱製品の製錬・分離に対して総量規制管理を実行する；レアアース生産企業は取得した総量規制指標の範囲内でレアアースの採掘およびレアアースの製錬・分離に従事しなければならない。第二に、工業

²³ 「《稀土开采和稀土冶炼分离总量调控管理暂行办法》解读」（中華人民共和國工業和信息化部サイト機關司局・産業政策与法規司・工作動態 2025 年 8 月 22 日）

https://www.miit.gov.cn/jgsj/zfs/gzdt/art/2025/art_9a17cbe3a35441caa447617cf8243cd2.html

情報化部、自然資源部、国家発展改革委員会、および県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門の職責分担を明確にした。

(二) 総量規制指標の下達手順。第一に、工業情報化部が自然資源部、国家発展改革委員会と共同で年度総量規制指標を制定し、国務院に報告し承認を求める。第二に工業情報化部が自然資源部と共同で総量規制指標をレアアース生産企業に下達し、また関係する省級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門に通達する。第三に、省級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門が総量規制指標の下達状況を関係する県級以上の地方政府の工業情報化、自然資源主管部門に通達しなければならないと規定した。

(三) 総量規制指標の実施。第一に、レアアース生産企業は当該企業の総量規制指標の実施状況に責任を負うと規定した。第二に、レアアース生産企業は適時に所在地の県級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門に月次、年次総量規制指標実施状況の報告を送らなければならないと規定した。第三に県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は当該行政区域内のレアアース生産企業の総量規制指標実施業況を一級上の人民政府工業情報化、自然資源主管部門に報告しなければならないと規定した。第四に、レアアース生産企業はレアアース製品フロー情報をありのままに記録し、かつレアアース製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならないと規定した。

(四) 監督検査および法的責任。第一に県級以上の地方人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は違法行為の調査・処分状況を一級上の人民政府工業情報化、自然資源主管部門に報告しなければならないと規定した。第二に、省級人民政府の工業情報化、自然資源主管部門は当該行政区域内の総量規制指標監督検査の全体状況を工業情報化部、自然資源部に報告しなければならないと規定した。第三に、違法行為は県級以上の人民政府の工業情報化、自然資源主管部門が職責分担に従って是正するよう命じ、関連法律法規に従って処罰を行うことを規定した。第四に、レアアース生産企業が本弁法の規定に違反し、行政処罰を受けた場合、翌年度の総量規制指標を審査の上削減することを規定した。